



医政発 1116 第 2 号
薬生発 1116 第 1 号
平成 28 年 11 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 148 号) については、平成 28 年 9 月 16 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」の欄に「麻酔科の標榜資格」(麻酔科標榜医) を新たに追加したこと。



第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」の欄を歯科医師届出票に新たに設けたこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

「就業形態」、「休業の取得」の欄を薬剤師届出票に新たに設けたこと。

以上

(参考)

- 別添1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 148 号）
- 別添2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令第四百十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">I</td> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(胃腸内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">II</td> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 心臓血管外科</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(胃腸外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経外科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>40 臨床研修医</td> <td>41 全科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>42 その他 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 主たる診療科名の番号(1つ) </div>	I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	II	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	III	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	IV	40 臨床研修医	41 全科		V	42 その他 ()																																							
I	01 内科		02 呼吸器内科	03 循環器内科																																																																																				
	04 消化器内科(胃腸内科)		05 腎臓内科	06 神経内科																																																																																				
	07 糖尿病内科(代謝内科)		08 血液内科	09 皮膚科																																																																																				
	10 アレルギー科		11 リウマチ科	12 感染症内科																																																																																				
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科																																																																																					
II	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科																																																																																					
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)																																																																																					
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科																																																																																					
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																																																																					
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科																																																																																					
	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																																																																					
	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																																																																					
III	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																																																																					
IV	40 臨床研修医	41 全科																																																																																						
V	42 その他 ()																																																																																							
<p>(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="17">I</td> <td>01 総合内科専門医</td> <td>02 小児科専門医</td> <td>03 皮膚科専門医</td> </tr> <tr> <td>04 精神科専門医</td> <td>05 外科専門医</td> <td>06 整形外科専門医</td> </tr> <tr> <td>07 産婦人科専門医</td> <td>08 眼科専門医</td> <td>09 耳鼻咽喉科専門医</td> </tr> <tr> <td>10 泌尿器科専門医</td> <td>11 脳神経外科専門医</td> <td>12 放射線科専門医</td> </tr> <tr> <td>13 麻酔科専門医</td> <td>14 病理専門医</td> <td>15 救急科専門医</td> </tr> <tr> <td>16 形成外科専門医</td> <td>17 リハビリテーション科専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 呼吸器専門医</td> <td>19 循環器専門医</td> <td>20 消化器病専門医</td> </tr> <tr> <td>21 腎臓専門医</td> <td>22 肝臓専門医</td> <td>23 神経内科専門医</td> </tr> <tr> <td>24 糖尿病専門医</td> <td>25 内分泌代謝科専門医</td> <td>26 血液専門医</td> </tr> <tr> <td>27 アレルギー専門医</td> <td>28 リウマチ専門医</td> <td>29 感染症専門医</td> </tr> <tr> <td>30 心療内科専門医</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 呼吸器外科専門医</td> <td>32 心臓血管外科専門医</td> <td>33 乳腺専門医</td> </tr> <tr> <td>34 気管食道科専門医</td> <td>35 消化器外科専門医</td> <td>36 小児外科専門医</td> </tr> <tr> <td>37 超音波専門医</td> <td>38 細胞診専門医</td> <td>39 透析専門医</td> </tr> <tr> <td>40 老年病専門医</td> <td>41 消化器内視鏡専門医</td> <td>42 臨床遺伝専門医</td> </tr> <tr> <td>43 漢方専門医</td> <td>44 レーザー専門医</td> <td>45 気管支鏡専門医</td> </tr> <tr> <td>46 核医学専門医</td> <td>47 大腸肛門病専門医</td> <td>48 婦人科腫瘍専門医</td> </tr> <tr> <td>49 ペインクリニック専門医</td> <td>50 熱傷専門医</td> <td>51 脳血管内治療専門医</td> </tr> <tr> <td>52 がん薬物療法専門医</td> <td>53 周産期(新生児)専門医</td> <td>54 生殖医療専門医</td> </tr> <tr> <td>55 小児神経専門医</td> <td>56 一般病院連携精神医学専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>57 麻酔科標榜医</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医		18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器病専門医	21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医	24 糖尿病専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医	30 心療内科専門医			31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医	34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医	37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透析専門医	40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医	43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医	49 ペインクリニック専門医	50 熱傷専門医	51 脳血管内治療専門医	52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生殖医療専門医	55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医		II	57 麻酔科標榜医																								
I	01 総合内科専門医		02 小児科専門医	03 皮膚科専門医																																																																																				
	04 精神科専門医		05 外科専門医	06 整形外科専門医																																																																																				
	07 産婦人科専門医		08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医																																																																																				
	10 泌尿器科専門医		11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医																																																																																				
	13 麻酔科専門医		14 病理専門医	15 救急科専門医																																																																																				
	16 形成外科専門医		17 リハビリテーション科専門医																																																																																					
	18 呼吸器専門医		19 循環器専門医	20 消化器病専門医																																																																																				
	21 腎臓専門医		22 肝臓専門医	23 神経内科専門医																																																																																				
	24 糖尿病専門医		25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医																																																																																				
	27 アレルギー専門医		28 リウマチ専門医	29 感染症専門医																																																																																				
	30 心療内科専門医																																																																																							
	31 呼吸器外科専門医		32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医																																																																																				
	34 気管食道科専門医		35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医																																																																																				
	37 超音波専門医		38 細胞診専門医	39 透析専門医																																																																																				
	40 老年病専門医		41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医																																																																																				
	43 漢方専門医		44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医																																																																																				
	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医																																																																																					
49 ペインクリニック専門医	50 熱傷専門医	51 脳血管内治療専門医																																																																																						
52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生殖医療専門医																																																																																						
55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医																																																																																							
II	57 麻酔科標榜医																																																																																							
<p>(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="17">国立</td> <td>01 北海道大学</td> <td>02 旭川医科大学</td> <td>03 弘前大学</td> <td>04 東北大学</td> </tr> <tr> <td>05 秋田大学</td> <td>06 山形大学</td> <td>07 筑波大学</td> <td>08 群馬大学</td> </tr> <tr> <td>09 千葉大学</td> <td>10 東京大学</td> <td>11 東京医科歯科大学</td> <td>12 新潟大学</td> </tr> <tr> <td>13 富山大学</td> <td>14 金沢大学</td> <td>15 福井大学</td> <td>16 山梨大学</td> </tr> <tr> <td>17 信州大学</td> <td>18 岐阜大学</td> <td>19 浜松医科大学</td> <td>20 名古屋大学</td> </tr> <tr> <td>21 三重大学</td> <td>22 滋賀医科大学</td> <td>23 京都大学</td> <td>24 大阪大学</td> </tr> <tr> <td>25 神戸大学</td> <td>26 鳥取大学</td> <td>27 島根大学</td> <td>28 岡山大学</td> </tr> <tr> <td>29 広島大学</td> <td>30 山口大学</td> <td>31 徳島大学</td> <td>32 香川大学</td> </tr> <tr> <td>33 愛媛大学</td> <td>34 高知大学</td> <td>35 九州大学</td> <td>36 佐賀大学</td> </tr> <tr> <td>37 長崎大学</td> <td>38 熊本大学</td> <td>39 大分大学</td> <td>40 宮崎大学</td> </tr> <tr> <td>41 鹿児島大学</td> <td>42 琉球大学</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">公立</td> <td>43 札幌医科大学</td> <td>44 福島県立医科大学</td> <td>45 横浜市立大学</td> <td>46 名古屋市立大学</td> </tr> <tr> <td>47 京都府立医科大学</td> <td>48 大阪市立大学</td> <td>49 奈良県立医科大学</td> <td>50 和歌山県立医科大学</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">私立・大学校・外国医学校・その他</td> <td>51 岩手医科大学</td> <td>52 自治医科大学</td> <td>53 獨協医科大学</td> <td>54 埼玉医科大学</td> </tr> <tr> <td>55 杏林大学</td> <td>56 慶應義塾大学</td> <td>57 順天堂大学</td> <td>58 昭和大学</td> </tr> <tr> <td>59 帝京大学</td> <td>60 東京医科大学</td> <td>61 東京慈恵会医科大学</td> <td>62 東京女子医科大学</td> </tr> <tr> <td>63 東邦大学</td> <td>64 日本大学</td> <td>65 日本医科大学</td> <td>66 北里大学</td> </tr> <tr> <td>67 東海大学</td> <td>68 聖マリアンナ医科大学</td> <td>69 金沢医科大学</td> <td>70 愛知医科大学</td> </tr> <tr> <td>71 藤田保健衛生大学</td> <td>72 大阪医科大学</td> <td>73 関西医科大学</td> <td>74 近畿大学</td> </tr> <tr> <td>75 兵庫医科大学</td> <td>76 川崎医科大学</td> <td>77 久留米大学</td> <td>78 福岡大学</td> </tr> <tr> <td>79 産業医科大学</td> <td>80 防衛医科大学校</td> <td>81 外国の医学校</td> <td>82 その他</td> </tr> </table>	国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	41 鹿児島大学	42 琉球大学			公立	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学	私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学	67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学	79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他
国立	01 北海道大学		02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学																																																																																			
	05 秋田大学		06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学																																																																																			
	09 千葉大学		10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学																																																																																			
	13 富山大学		14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学																																																																																			
	17 信州大学		18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学																																																																																			
	21 三重大学		22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学																																																																																			
	25 神戸大学		26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学																																																																																			
	29 広島大学		30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学																																																																																			
	33 愛媛大学		34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学																																																																																			
	37 長崎大学		38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学																																																																																			
	41 鹿児島大学		42 琉球大学																																																																																					
	公立		43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学																																																																																		
			47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学																																																																																		
			私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学																																																																																	
				55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学																																																																																	
				59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学																																																																																	
		63 東邦大学		64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学																																																																																		
67 東海大学		68 聖マリアンナ医科大学		69 金沢医科大学	70 愛知医科大学																																																																																			
71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学		74 近畿大学																																																																																				
75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学		78 福岡大学																																																																																				
79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他																																																																																					
<p>(16) 本屆出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本屆出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 同意しない場合 </div>																																																																																							
<p>(17) 備考</p>																																																																																								

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県	
ふりがな		電話
(2) 氏名		市外局番 (- -)
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業務の種別
01～16のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) <input type="text"/> 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～15のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ) <input type="text"/>	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者
	病院 (医療機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者
	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	15 その他の業務の従事者 16 無職の者
(8) 主たる従事先 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		電話
名称		市外局番 (- -)
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 市郡 区 町村	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		電話
名称		市外局番 (- -)
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 市郡 区 町村	
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～14のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	

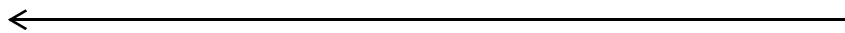
裏面へ続く

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p>	<p>(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。</p> <p>1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科</p> <p>5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 主たる診療科名の番号(1つ) </div>
<p>(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医</p> <p>4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医</p>
<p>(15) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに<u>同意しない場合</u>には、右欄に○を付けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 同意しない場合 </div>
<p>(16) 備考</p>	

提出期限 翌年1月15日

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
様式第六を次のように改める。



薬 剤 師 届 出 票

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		
	都 道 府 県		
ふ り が な		電 話	
(2) 氏 名		市外局番 (- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 年 月 日 3 大正 4 明治
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 年 月 日 3 大正 4 明治
(7) 主 に 従 事 し て いる 施 設 及 び 業 務 の 種 別	施設の種別	業 務 の 種 別	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他（治験、検査等）	
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）	
	大学	07 勤務者（研究・教育） 08 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 10 医薬品販売業	
	上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者	
ふ り が な		電 話	
(8) 従 事 先 の 名 称 <small>(7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>		市外局番 (- -)	
(9) 従 事 先 の 所 在 地 <small>(7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	〒 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		
	都 道 府 県	市 郡 区	町 村
(10) 就 業 形 態 <small>(7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤		
	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 休 業 の 取 得 <small>(7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		
(12) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 す る 確 認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。		同意しない場合 <input style="width: 100%; height: 30px;" type="text"/>
(13) 備 考			

提 出 期 限 翌年1月15日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



健指第1532号

平成28年10月27日

公益社団法人千葉県医師会 会長様
一般社団法人千葉県歯科医師会 会長様
一般社団法人千葉県薬剤師会 会長様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

平成28年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（依頼）

本県の健康福祉行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記調査につきましては、昭和57年を初年とする隔年に実施しており、本年が調査実施年にあたります。

つきましては、別添「厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）通知」（写）のとおり平成28年12月31日現在で調査を実施しますので、調査の趣旨を御理解の上、貴団体で作成の広報誌掲載、会議での周知等により御協力くださるようお願いいたします。

また、提出期限について、届出票には「1月15日」と記載されておりますが、平成29年にあたっては日曜日であるため、1月16日（月）が提出期限となりますのでよろしくようお願いいたします。

なお、地区医師会会長（郡市歯科医師会会長、地域・職域薬剤師会会長）に対しては、別添写しのとおり協力方依頼済みであることを申し添えます。

☆届出票（調査票）は、健康福祉センター（保健所）での配布に加え、厚生労働省の Web からダウンロードが可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>

担当者

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

企画情報班 石原

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

電話043-223-2607

FAX 043-222-6294

企画情報班専用メール

khjoho2@mz.pref.chiba.lg.jp



健指第1532号

平成28年10月27日

各地区医師会会長 様
各郡市歯科医師会会長 様
各地域・職域薬剤師会会長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

平成28年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（依頼）

本県の健康福祉行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記調査につきましては、昭和57年を初年とする隔年に実施しており、本年が調査実施年にあたります。

つきましては、別添「厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）通知」（写）のとおり平成28年12月31日現在で調査を実施しますので、調査の趣旨を御理解の上、貴団体で作成の広報誌掲載、会議での周知等により御協力くださるようお願いいたします。

また、提出期限について、届出票には「1月15日」と記載されておりますが、平成29年にあたっては日曜日であるため、1月16日（月）が提出期限となりますのでよろしくお願いたします。

なお、公益社団法人千葉県医師会会長（一般社団法人千葉県歯科医師会会長、一般社団法人千葉県薬剤師会会長）に対しては、別添写しのとおり協力方依頼済みであることを申し添えます。

☆届出票（調査票）は、健康福祉センター（保健所）での配布に加え、厚生労働省のWebからダウンロードが可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>

担当者

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

企画情報班 石原

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

電話043-223-2607

FAX 043-222-6294

企画情報班専用メール

khjoho2@mz.pref.chiba.lg.jp